平成２８年（フ）第１８号
長崎県島原市白山町58番地４　白山アパート102号
債務者　溝口　貞春
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
名古屋市瑞穂区彌富通２丁目26番地　新瑞橋ロイヤルハイツ４Ｋ号
債務者　相澤　達也
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８４号
名古屋市名東区高針原２丁目2105番地　エスポワールＨＡＲＡ106号、従前の住所名古屋市東区砂田橋３丁目２番103―107号　大幸東団地
債務者　深浦明日香
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６００号
名古屋市南区鶴里町１丁目10番地　アーバンハイツ太田　103号
債務者　田頭　知津
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７９号
名古屋市千種区千種２丁目８番27号
債務者　細野　純一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８８３号
名古屋市熱田区中出町２丁目22番地　日比野団地２棟401号、従前の住所名古屋市熱田区波寄町22番12号　サニーストン金山407号
債務者　本田　　孝
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３７号
熊本市東区尾ノ上４丁目４番38号　レジデンスＳＯＨＯ101
債務者　猿渡真千子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
鹿児島県鹿屋市古江町7169番地４
債務者　中村つや子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目12番10号
債務者　福園　禮子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
熊本市北区麻生田５丁目５番32号　レオパレス旭ヶ丘202号
債務者　山部　周作
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３３号
熊本市中央区渡鹿７丁目15番27―203号　林ビル
債務者　伊佐　久子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５２号
熊本県菊池郡大津町大字室2033番地３　リバーハイツ205号
債務者　後藤美代子（旧姓長野・西田）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５８号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目３番17号
債務者　馬場　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目３番17号
債務者　馬場　祐子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
岩手県北上市上野町３丁目17番32号
債務者　高橋めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７１号
広島県福山市東深津町５丁目４番７号
債務者　塩出　敏明
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５０号
神奈川県横須賀市佐原５丁目９番１号
債務者　勝又　明子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで　横浜地方裁判所横須賀支部